

横浜市立大学学生自治会中央委員会

2025 年度第 2 回学生総会

【付属資料】

2025 年 11 月 28 日（金）12：15 開会

横浜市立大学金沢八景キャンパス 本校舎 107・108 教室

オンライン配信による出席併用

事前投票による出席併用

横浜市立大学学生自治会中央委員会

2025 年度 第 2 回学生総会

【付属資料一覧】

- 付属資料 1 横浜市立大学学生自治会中央委員会規約 全文
(2024 年 11 月 25 日施行)
- 付属資料 2 専門部支援金施行規則 全文
(2025 年 11 月 29 日施行予定)

【問い合わせ先】

横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部 事務一般室長 前畑郁斗
〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2
横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル A 棟 303 号室
メールアドレス：ycu.centralcommittee@gmail.com

付属資料 1 横浜市立大学学生自治会中央委員会規約 全文

(2024 年 11 月 25 日施行)

第一章 総則

第一条 名称

本会は、横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下本会）と称する。

第二条 会員

本会は、横浜市立大学国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部、国際総合科学部の全学生をもって組織される。

第三条 本部

本会本部は、横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル A 棟 101 号室に設置する。

第二章 目的及び事業

第四条 目的

本会は、横浜市立横浜商業専門学校以来の自由、平和、進取、自治の伝統を守り、会員の権利と利益を擁護し、学生の総意を反映実現させ、会員の学生生活の向上をはかることを目的とする。

第五条 事業

本会は、第四条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の文化的生活の向上及び福利厚生に関すること
2. 会員相互の親睦に関すること
3. 部活動に関すること
4. 会内外の各種団体との連絡調整に関すること
5. 大学情報の活用及び大学当局との連絡調整に関すること
6. 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること
7. その他、本会の目的達成に必要な事業

第六条 専門部

本会は、第四条の目的を達成するために次の専門部を設置する。

1. 運動部連合会
2. 文化部連合会
3. 浜大祭実行委員会

第三章 執行部

第七条 執行部

本会は、第四条の目的を達成するために執行部を設置する。

第八条 組織

執行部は、横浜市立大学国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部、国際総合科学部の学生をもって組織される。

第九条 選出

執行部員は、原則として第六条の専門部より出向した者と一般委員によって構成され、それぞれの定員は次の通りとする。

運動部連合会 原則 2 名

文化部連合会 原則 2 名

浜大祭実行委員会 原則 2 名

一般委員 若干名

二 専門部からの出向者の選出は、各専門部の規定による。

三 一般委員は各会員の立候補に基づき、委員長の承認、若しくは第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって選出される。

四 執行部員は、会員であることが求められる。

第十条 権利

執行部員は、第二十三条に定める執行部会において、一人一票の議決権を持つ。

第十一条 任期

執行部員の任期は 1 年とする。

二 執行部員本人からの申し出があり、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がある場合には、執行部員の任期延長を認める。

第十二条 執行部員の罷免

執行部員の罷免は、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により可決する。

二 執行部員は、本会会員の資格を失ったとき、執行部会の議決によらず失職する。

第十三条 執行部員の辞任

執行部員の辞任は、執行部への申し出をもって成立する。

第十四条 役員の種類

本会に、次の役員職を置く。

委員長 1 名

副委員長 1名又は2名

会計 2名又は3名

会計監査 1名

二 役員職の兼任は認めない。

三 役員の任期は就任より1年とする。

四 前項は、役員の再選を妨げるものではない。

五 新しく任命された役員の任期は、前任者の残任期が31日以上ある場合、原則として前任者の残任期を引き継ぐ。

六 会計監査職は、専門部に属さない者から選出しなければならない。

七 前項に適合する執行部員がないとき、専門部の会計が会計監査職を務める。

第十五条 選出の方法

役員は、現に執行部員を務める会員の中から選出し、第二十三条に定める執行部会において、出席者の3分の2以上の承認を得たのち、学生総会での承認をもって任命される。

二 会計は、専門部の会計との兼任を認めない。

三 会計は、同一の専門部に属する者を複数選出してはならない。

四 役員に欠員が生じたとき、第二十三条に定める執行部会において直ちに後任の員を選出し、学生総会へ任命の諮問をしなければならない。

第十六条 役員の役割

役員は次の役割を持ち、その職務を遂行しなければならない。

1. 委員長 本会を代表し、会務を統括する。

2. 副委員長 委員長を補佐し、委員長が職務を遂行することが不可能なとき、その職務を代行する。

3. 会計 本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

第十七条 役員の罷免

役員の罷免は、第二十三条に定める執行部会において、出席者の3分の2以上の賛成若しくは各専門部の委員長の3分の2の賛成により可決される。

二 役員は、執行部員の職を失ったとき、執行部会の議決によらず失職する。

第十八条 役員の辞任

役員の辞任は、執行部への申し出後第二十三条に定める執行部会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第十九条 執行部事務局

執行部に、事務局として次の室を置く。

1. 事務一般室
2. 自治関連室
3. 情報技術室
4. 自治広報室

二 執行部は、必要に応じて委員長の判断に基づき室を臨時に設置することができる。

第二十条 事務局構成員

役員でない執行部員及び会計監査の職を任命された執行部員は、事務局のいずれかに属さなければならない。

第二十一条 部局の役割

執行部事務局の室は次の役割を持ち、活動する。

1. 事務一般室 本会の各種会議の議事録作成・公文書等の管理・事務業務を行う。
2. 自治関連室 本会専門部や会員との連携を図り、事業の推進を行う。
3. 情報技術室 本会が保有する電子機器機材の整備・運用・管理を行う。
4. 自治広報室 本会の SNS 全般の運用、発信などを行う。

第二十二条 事業部

執行部は、必要に応じて事務局に事業部を設置することができる。

二 事業部は、本会の事業を推進することを目的とした活動を行う。

第四章 会議

第二十三条 会議

本会の会議として、学生総会と執行部会を設置する。

第五章 学生総会

第二十四条 学生総会

学生総会は本会の最高議決機関であり、定時学生総会及び臨時学生総会とし、全会員をもって構成する。

第二十五条 学生総会の召集

定時学生総会は、原則年 1 回開催する。臨時学生総会は、会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または執行部会にて学生総会開催の議決があったときに開催する。

二 学生総会を開催する際は、1 週間前までに全会員に対して周知を行わなければならない。

第二十六条 学生総会の成立要件

学生総会は会員の 10 分の 1 以上の出席をもって成立する。

二 出席者の確認は、原則当日会場にいる者及びそれに準ずる方法により総会に参加していると見なすことができる者と、事前投票者に限定する。ただし、事前に会員から欠席の連絡がない場合、議決権を議長に一任し出席したものと見なす。

第二十七条 学生総会の議長

学生総会の議長は、委員長が務める。

第二十八条 学生総会の議決

学生総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

二 会員は議決権を議長に一任することができる。

三 事前に会員からの欠席の連絡がない場合は、議決権は議長に一任したものとみなす。

第二十九条 学生総会の議決事項

総会は原則として次の事項を議決する。

1. 役員人事の承認
2. 事業報告案の承認
3. 予算案の承認
4. 資産管理報告の承認
5. 事業計画案の承認
6. 決算報告の承認
7. 規約の改廃
8. その他本会の重要事項に関すること

二 前項の議事録は会員に公開しなければならない。

第六章 執行部会

第三十条 執行部会

執行部会は、執行部員をもって構成する。

第三十一条 執行部会の招集

執行部会は、委員長が召集する。

二 執行部会は原則月1回開催しなければならない。

第三十二条 執行部会の成立要件

執行部会は執行部員の過半数の出席をもって成立する。

第三十三条 執行部会の議長

執行部会の議長は、委員長が務める。

第三十四条 執行部会の議決

執行部会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第三十五条 執行部会の議決事項

執行部会は原則として次の事項を議決する。

1. 役員人事案の作成
2. 事業報告案の作成
3. 予算案の作成
4. 資産管理報告
5. 事業計画案の作成
6. 決算報告案の作成
7. 規約の改廃の発議
8. その他本会の重要事項に関すること

二 執行部会は、学生総会が開られない場合または緊急を要する場合に、第二十九条の議決事項を決議執行することができる。

三 前項の議事録は会員に公開しなければならない。

第七章 会計

第三十六条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第三十七条 収入

本会は、次の収入をもって運営する。

1. 自治会費
2. 寄付金
3. 補助金
4. その他

第三十八条 入会金及び自治会費

会員は、入会金 3,000 円および年会費 3,000 円を自治会費として納入しなければならない。

二 自治会費は、入学手続きと同時に入会金と4年分の年会費を納入しなければならない。

三 自治会費は、理由の如何に関わらず払い戻さない。

第三十九条 支出

本会の支出は、学生総会で議決された予算案に基づき執行される。

- 二 会計は、毎年度学生総会に予算案を提出しなければならない。
- 三 会計は、学生総会開催前に大学に予算案を提出しなければならない。

第四十条 決算

- 会計は、決算を総会に報告しなければならない。
- 二 会計は、決算を大学に報告しなければならない。
 - 三 会計は、決算報告のため必ず会計年度期間における全ての領収書および出入金記録を保存及び管理しなければならない。
 - 四 領収書の保存期間は7年間とする。

第四十一条 会計規則

会計の具体的な業務に関しては別途規則を設けることとする。

第八章 会計監査

第四十二条 会計監査

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、学生総会で報告しなければならない。

第九章 改正

第四十三条 規約の改廃

本規約の改廃は、学生総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第四十四条 規約の改廃の発議

本規約の改正案または廃止は、執行部会において出席者の3分の2以上の賛成で発議される。

附則

(細則)

- 一 執行部会は、本規約を施行するにあたって、必要がある場合には細則を定めることができる。執行部会は、細則を制定した場合には次の学生総会で報告し、承認をしなければならない。

(施行期日)

- 二 本規約は、令和6年11月25日から施行する。

(規約の廃止)

- 三 この規約の施行に伴い、昭和27年4月1日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。
- 四 この規約の施行に伴い、平成4年1月24日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

五 この規約の施行に伴い、平成 22 年 1 月 27 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

六 この規約の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

七 この規約の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

八 この規約の施行に伴い、平成 31 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

九 この規約の施行に伴い、令和 5 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

十 この規約の施行に伴い、令和 5 年 12 月 2 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

付属資料2 専門部支援金制度施行規則

(2025 年 11 月 29 日施行予定)

第一章 総則

第二章 制度概要

第三章 運動部連合会、文化部連合会に対する支援金制度

第四章 浜大祭実行委員会に対する支援金制度

第五章 附則

第一章 総則

(目的)

第1条 専門部支援金制度（以下、本制度という。）は、横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下、「中央委員会」という。）が、中央委員会の当該年度予算において、横浜市立大学運動部連合会、横浜市立大学文化部連合会、横浜市立大学浜大祭実行委員会に対して専門部支援金を配賦することにより、中央委員会会員の課外活動を支援して、学生生活の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本制度施行規則において使用する用語の定義は、以下に掲げるとおりとする。

- イ 「運動部連合会」 横浜市立大学運動部連合会をいう。
- ロ 「文化部連合会」 横浜市立大学文化部連合会をいう。
- ハ 「浜大祭実行委員会」 横浜市立大学浜大祭実行委員会をいう。
- ニ 「中央委員会執行部」 横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部をいう。
- 2 前項第イ号から第ハ号に掲げる団体を総称して「専門部」という。
- 3 第1項第イ号及び第ロ号に掲げる団体を総称して「各連合会」という。
- 4 「中央委員会会員」とは、横浜市立大学学生自治会中央委員会会則第2条に定める本会の会員をいう。

(会員団体の定義)

第3条 本制度施行規則において「会員団体」とは、各連合会に所属する学生団体をいう。

(会計年度)

第4条 本制度施行規則における会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(適用)

第5条 支援金の配賦は、支援金の受領申請に係る案内を送付する時点において施行されている本制度施行規則に基づき執行する。

第二章 制度の概要

(制度の趣旨)

第6条 本制度は、中央委員会が専門部及びその傘下にある会員団体の活動を経済的に支援し、もって中央委員会会員の学生生活の充実を図ることを目的とする。

(運営組織)

第7条 専門部支援金の配賦に係る運営は、中央委員会執行部専門部支援金事業部(以下、支援金運営という。)によって行う。

(支援金の性質)

第8条 本制度施行規則において、中央委員会が配賦する資金を「専門部支援金」という。

2 専門部支援金のうち、各連合会が受領する資金を特に「連合会支援金」という。

3 連合会支援金のうち、各連合会が会員団体に再配賦する資金を「会員団体支援金」という。

4 専門部支援金のうち、浜大祭実行委員会が受領する資金を特に「浜大祭支援金」という。

(予算の決定)

第9条 専門部支援金事業の各年度予算は、中央委員会の年度予算として、学生総会の承認を経て決定される。

第三章 運動部連合会、文化部連合会に対する支援金制度

(連合会支援金の使途)

第10条 原則として、各連合会が受領する連合会支援金は、その所属する会員団体に対し、会員団体支援金として再配賦する目的にのみ使用できる。

2 各連合会が、会員団体支援金のほかに活動資金として使用する場合は個別に支援金運営と相談の上支出することができる。

(連合会支援金の受領申請)

第 11 条 各専門部は、会員団体から会員団体支援金の申請を受けたのちにその合計金額を連合会支援金申請額として支援金運営に申請を行う。

(会員団体支援金の目的)

第 12 条 会員団体支援金は、課外活動を行う会員団体が活動を継続するための経済的な支援をすることを目的とする。

(会員団体支援金の対象となる支出)

第 13 条 会員団体支援金の対象となる支出は、次に掲げる費用に限定する。

- イ 消耗品費 消耗品・事務用品費全般（一年以内に消費されることが想定される物品）
- ロ 交通費 移動するために必要な交通費・運搬費
- ハ 使用料 物品や施設を利用する際にかかる費用
- ニ 人件費 ヒト全般に関わる費用
- ホ 連盟費 連盟や団体に対して支払う費用
- ヘ 宿泊費 宿泊にかかる費用
- ト 備品費 備品購入にかかる費用
- チ 修繕費 備品を修繕または維持するためにかかる費用
- リ その他、支援金運営が必要と認めた支出

(会員団体支援金の対象とならない支出)

第 14 条 次に掲げる支出は、活動支援金の対象とならない。

- イ 広告費 広告にかかる費用
- ロ 交流費 会員団体内での打ち上げ、交流会などの私的な活動に関わる支出
- ハ 手数料 手続きや仲介などの差異に授受する金銭
- ニ 雑費 使途が不明な費用
- ホ 補償費 慰謝料、損害賠償等の本来活動に必要なではない支出
- ヘ 繰越金費 積立金、予備費への補填
- ト その他、支援金運営が不適切と判断した支出

(会員団体支援金の申請の告知)

第 15 条 支援金運営は、会員団体支援金の申請期間、方法、その他必要事項を定め、各連合会を通じて全会員団体に告知する。

- 2 支援金運営は、告知を原則申請開始日から一か月以上前に行わなければならない。

(会員団体支援金の申請)

第 16 条 会員団体支援金の受領を希望する会員団体は、前条の告知された期間内に、以下の書類を所属する連合会に提出しなければならない。

- イ 会員団体支援金申請書
- ロ 当該年度の活動計画書及び予算書
- ハ 前年度の活動報告書及び決算書
- ニ 支出の内訳を証明する書類（見積書、領収書等）
- ホ その他、支援金運営が特に提出を求めた書類

（連合会による申請の取りまとめ）

第 17 条 各連合会は、会員団体から提出された申請書類を審査し、必要に応じてヒアリングを行う。

2 各連合会は、前項の審査及びヒアリングに基づき、配賦が適当と認めた申請額を集計し、連合会支援金申請書を作成の上、中央委員会会計に提出しなければならない。

（連合会支援金額の決定）

第 18 条 各連合会から連合会支援金の申請を受けた中央委員会会計は、会員団体の申請内容等を踏まえ以下の観点から配賦額を決定する。

- イ 前年度において各連合会の会員団体支援金への支出が妥当であるか
- ロ 申請内容が会員団体の活動実態に即しているか
- ハ 会員団体の構成員に占める中央委員会会員の割合が適切であるか
- ニ 各連合会が十分な資金を保有していないか
- ホ 専門部支援金に充てられている中央委員会の年度予算に占める配賦金の割合との整合性
- ヘ 申請が本制度施行規則に準じているか

2 前項の規定にかかわらず、中央委員会会計は、連合会支援金の総額が当該年度の中央委員会予算を超えない範囲で、配賦額を調整し、決定しなければならない。

（連合会支援金の振込）

第 19 条 中央委員会会計は、専門部支援金額の決定後各連合会に対して振込を行う。

- 2 振込にかかる手数料は、中央委員会が負担する。
- 3 原則として、専門部支援金は当該年度の九月三十日までに配賦されるものとする。

（会員団体支援金の決定）

第 20 条 各連合会は、中央委員会会計の決定金額に基づき、会員団体への会員団体支援金の配賦を行わなければならない。

2 各連合会は、第一項の配賦金額に基づいて会員団体に対して会員団体支援金の振込を行う。

(会員団体支援金の使用)

第 21 条 会員団体は、事前に会員団体支援金の使途として承認された項目に従い、会員団体支援金を使用しなければならない。

第 22 条 支援金の使用期限は、当該年度の三月三十一日とする。

第 23 条 会員団体が何かしらの理由で活動継続が困難となった場合、活動が終了する前日をもって使用期限とする。

第四章 浜大祭実行委員会に対する支援金制度

(浜大祭支援金の目的)

第 24 条 浜大祭支援金は、浜大祭の開催を通じて中央委員会会員に広く利益を還元し、もって学内文化の振興及び学生生活の向上に資することを目的とする。

(浜大祭支援金の対象となる支出)

第 25 条 浜大祭支援金の対象となる経費は、前条の目的を達成するため、浜大祭の企画・運営に直接必要となる経費のうち、次に掲げるものとする。

- イ 会場設営、装飾、警備等に要する経費
- ロ 広報活動（ポスター、ウェブサイト制作等）に要する経費
- ハ 外部からの出演者等への報酬費
- ニ 参加者向けの備品（消毒用アルコール等）、消耗品等の購入に要する経費
- ホ その他、支援金運営が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、浜大祭実行委員会の構成員のみを対象とする飲食費をはじめ（懇親会費等）その他私的な経費は、浜大祭支援金の対象としない。

(浜大祭支援金の申請)

第 26 条 浜大祭実行委員会は、支援金運営の指示に従い浜大祭支援金の申請を行う。その際に、以下の書類を支援金運営に提出しなければならない。

- イ 浜大祭支援金 申請書
- ロ 当該年度の活動方針書及び予算書
- ハ 前年度の活動報告書及び決算書
- ニ 浜大祭支援金で申請する個別企画の企画書及び予算書
- ホ その他、支援金運営が特に提出を求めた書類

(浜大祭支援金額の決定)

第 27 条 浜大祭実行委員会から浜大祭支援金の申請を受けた中央委員会会計は、申請内容等を踏まえ以下の観点から配賦額を決定する。

- イ 前年度の浜大祭実行委員会の支出が妥当であるか
- ロ 申請内容が浜大祭実行委員会の活動実態に即しているか
- ハ 自治会委員に対して還元が見込める企画に対する支出であるか
- ニ 浜大祭実行委員会が十分な資金を保有していないか
- ホ 浜大祭支援金に充てられている中央委員会の年度予算との整合性
- ヘ 申請が本制度施行規則に準じているか

2 前項の規定にかかわらず、中央委員会会計は、浜大祭支援金の総額が当該年度の予算を超えない範囲で、配賦額を調整し、決定しなければならない。

(浜大祭支援金の振込)

第 28 条 中央委員会会計は、浜大祭支援金額の決定後、浜大祭実行委員会に対して振込を行う。

2 振込にかかる手数料は、中央委員会が負担する。

3 専門部支援金は、原則として当該年度中に配賦されるものとする。

第五章 附則

(施行期日)

第 29 条 本制度施行規則は、令和 7 年 11 月 29 日から施行する。

(規則の改廃)

第 30 条 本制度施行規則の改廃は、学生総会の承認をもって行う。

(実施細則)

第 31 条 本制度施行規則の実施に関し必要な事項は、支援金運営の議論を経て、別に実施細則を定める。

(移行期間)

第 32 条 本制度の施行規則の実施に際して令和 9 年 3 月 31 日までを移行期間として定め、各専門部の業務の一部を支援金運営が補完する。